

八木ヶ鼻温泉いい湯らていにおける衛生管理上の不適切な取扱いについて

いい湯らていの温浴施設の浴槽水から基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されたことを受け、市として、指定管理者である株式会社下田郷開発の衛生管理の状況を検証した結果、法令に基づく管理が適切に行われていなかったことが明らかになりました。

公の施設において、このような不適切な管理が行われていたこと、また、市としてこれを把握・是正できなかったことについて、市民及び施設利用者の皆様に多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

【本件の概要】**1 これまでの経緯**

- ・ 9月上旬 県内のレジオネラ症患者がり患前に本施設を利用
- ・ 9月17日 三条保健所が本施設の衛生管理を確認するため立入検査を実施し、浴槽水を採水
- ・ 9月24日 分析の結果、基準値を超えるレジオネラ属菌を検出。同日夜、温浴施設の利用を休止
- ・ 10月9日 10月2日までに6つの配管系統の全ての浴槽等で再検査のための採水を実施し、10月9日にいずれからもレジオネラ属菌が検出されないことを確認

2 不適切な取扱いの概要**(1) 基準値を超えるレジオネラ属菌が検出された場合の対応**

本施設の温浴施設は、新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例等により2か月に1回の水質検査などが義務付けられています。基準値を超えるレジオネラ属菌が検出された場合は、消毒・洗浄等を実施した上で、再検査で陰性が確認されるまで同一配管系統の浴槽等の利用を停止しなければなりませんでしたが、その停止措置が行われていませんでした。

(2) 循環ろ過装置及び循環配管の塩素消毒

浴槽等への給湯を行う循環ろ過装置及び循環配管について、県条例等により2週間に1回以上の消毒洗浄が義務づけられているところ、本施設では3週間に1回しか実施していませんでした。

(3) 集毛器の清掃

髪の毛などのごみを循環するお湯から取り除く集毛器について、県条例等により毎日の清掃が義務づけられているところ、本施設では1週間に1回程度しか実施していませんでした。

(4) 貯湯槽の塩素濃度

くみ上げた原湯を一時的にためておく貯湯槽について、県条例等により

貯湯槽内の原湯が 60℃未満の場合は 0.4mg/ℓ程度の塩素濃度を保つことが義務づけられているところ、本施設では 60℃未満にもかかわらず塩素濃度の測定を行っていませんでした。

3 不適切な取扱いの件数及び期間

(1) 基準値を超えるレジオネラ属菌が検出された場合の対応

記録の残る平成 31 年から令和 8 年までの間、6 つの配管系統で計 49 件の不適切な取扱いを確認しました。また、関係者への聞き取りでは、平成 30 年以前も同様の取扱いが行われていたことが確認されました。

(2) 循環ろ過装置及び循環配管の塩素消毒

株式会社下田郷開発の担当課長の判断で、令和 8 年 4 月から塩素消毒の回数を減らしていました。

(3) 集毛器の清掃及び貯湯槽の塩素濃度

関係者への聞き取りでは、少なくとも平成 30 年以前から同様の取扱いが行われていたことが確認されました。

4 原因及び市の監督責任

聞き取りや過去の資料から確認できる範囲では、衛生管理に関する指定管理者の知識、認識の欠如が要因と考えています。さらに、これらの不適切な取扱いを株式会社下田郷開発が組織として共有し、是正する体制も構築されていませんでした。

また、市としても、指定管理者の水質検査の結果等を確認しておらず、こうした不適切な取扱いを把握・是正できませんでした。

市の監督責任を重く受け止め、深く反省しています。

5 株式会社下田郷開発の衛生管理に対する調査の継続

これまで明らかになったもの以外に衛生管理上の不適切な取扱いが行われていないか、また、なぜこのような取扱いが行われるに至ったのかを可能な限り検証するため、引き続き同社に対する調査を継続します。

6 営業再開の見通し

衛生管理に関する不適切な取扱いの全容が明らかになり、今後の対応方針が決まるまで営業休止を継続します。